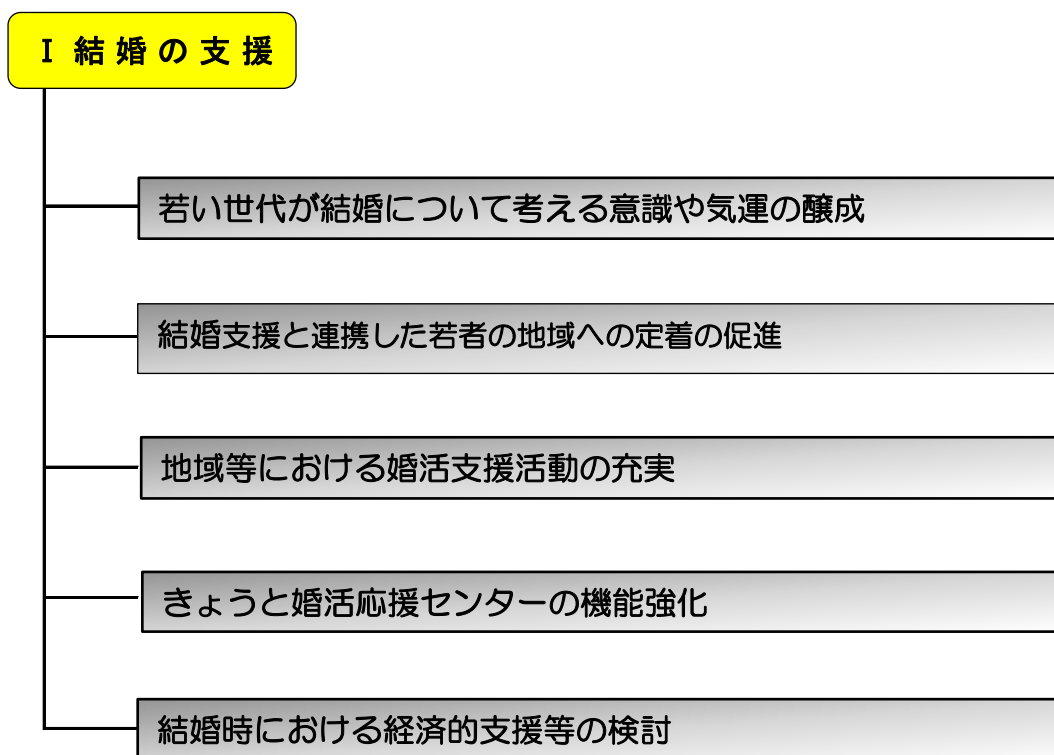


第2章 重点施策体系

- ◇重点施策体系については、京都府少子化対策条例に基づき、
- ・「結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策」
 - ・「少子化に対する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成」を規定
- ◇「子育て支援」については、現在策定している、子どもの権利の尊重を掲げ、子どもが心身ともに健やかに育ち、自立することを目的とした「京都府子育て基本条例」に基づく「京都府子育て支援計画」と連携して実施します。

1 結婚から子育てまでの各段階に応じた支援に関する施策



II 妊娠及び出産の支援

不妊治療及び不育症治療に対する支援

若年がん患者等に対する生殖機能温存のための支援

妊娠期における相談体制等の強化

産前及び産後の支援

情報提供の一元化

III 子育て支援

様々な就労状況に対応し就労が継続できる保育環境の整備

子育て親子に対する集える場や機会の確保

子どもの育ちを支える地域づくり

IV 総合的な支援

市町村子育て世代包括支援センターに対する支援

結婚から子育てまでの各段階に応じた経済的支援

結婚から子育てまでの各段階に応じた住宅環境の整備

子育て世帯等の経済的負担の軽減

多子世帯の経済的負担の軽減

ひとり親家庭等への支援の充実

若者に対する就職支援

2 少子化に関する教育及び学習の機会の提供並びに雇用環境の整備や府民の気運の醸成に関する施策

I 教育及び学習機会の提供

学校等における子ども等の発育・発達等に応じた学習機会の提供

ライフデザインを考える機会の創出

II 雇用環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに向けた雇用環境の整備

マタハラ・パタハラの防止や育児休業の取得の促進

結婚、出産を機に退職した社員に対する再就職支援

III 府民の気運の醸成

府民会議を設置し、結婚・子育て支援の府民運動を展開

結婚や子育てについての関心を高め、課題や意識を喚起